

災害に便乗したトラブルにご注意!!

最近「災害による住宅修理に保険が使えます」と勧誘されるトラブルが増加しています。

相談 「2年前の台風被害はありませんか? 今、ドローンを使って、無料で屋根などの家屋調査をしています」と電話が掛かってきた。無料ならと思い訪問日を予約すると、当日若い男性2人が訪問してきた。調査してもらおうと、屋根瓦と外壁に亀裂があることが分かった。「修理は保険が使えるので自己負担はありません。保険会社への請求のお手伝いもできます」と言われた。この業者は信用できるだろうか」

このような勧誘は、台風・豪雨・地震などが発生した後に多く見られます。自然災害による住宅の損害は、加入している保険(火災・地震保険など)で保険金請求ができますが、保険によって補償内容が異なります。事例の場合は、保険の申請代行業者による勧誘と思われる。申請代行料と称し、支払われる保険金の40%の金額を請求されるケースもあります。

消費生活センター(ステーションビル3階) ☎753・5555

申請代行業者は、保険会社とは無関係です。相談者には、加入している保険会社に保険が使えるのか確認するよう助言しました。

その他にも「調査会社から紹介された業者から高額な工事契約をさせられた」「申請代行契約を解約すると言つと、高額な解約金を請求された」「工事の見積金額より低い金額しか保険金がありず、自己負担が発生した」などの苦情も寄せられています。

また「経年劣化による壁のひびを自然災害による損害」として保険会社に申請するよう勧める業者もいます。うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

自然災害による修理については「自己負担は無い」「無料」と言われても、その場ですぐに契約せず、保険金が支払われるかどうか、自身で加入している保険契約を確認し、保険会社や代理店に相談しましょう。

健康相談

Q&A

池田市歯科医師会
<http://www.ikedashi.jp/>

Q 歯の治療に行きたいのですが、新型コロナウイルスの感染は大丈夫ですか?

A コロナウイルスに限らず、歯科医師は常日頃から歯科治療に

おける唾液や血液の飛沫(ひまつ)から起こりうる、肝炎やエイズなどの感染のリスクにさらされており、そのような感染症から身を防ぐよう、マスク、グローブ、ゴーグルの着用、患者様ごとに診療台の清掃・殺菌、器具類の徹底滅菌、ティスポーザブルの使用、空気清浄を行い、ウイルスが残ることがないよう徹底した対策を行っています。これは、患者様に直接触れる歯科衛生士などのスタッフにおいても同様です。そのため、歯科医院を受診して新型コロナウイルスに感染するということはまずないと考えて良いでしょう。また、お口のケアをしっかり行っている人はウイルス感染を起こしにくくなるということが近年の研究で判明しています。口腔ケアでお口の細菌をコントロールすることで、ウイルスが体内の細胞に侵入しにくくなります。特に歯周病菌はウイルスを体内に侵入させやすくする酵素を出すといわれています。こんなときだからこそ、お口の健康を保ちウイルスに負けない体づくりのためにも歯科医院を受診をお勧めします。

池田市歯科医師会

